



## 宮崎県公報

平成23年5月2日(月曜日) 第2281号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

	頁
告示	
○県税の収納の事務の委託……………(税務課) 1	
○保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 1	
○特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) 1	
○漁港区域内における放置等禁止区域及び物件の指定……………(漁村振興課) 2	
○漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定……………(漁村振興課) 2	
○船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港……………( " ) 2	
公告	
○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(税務課) 2	
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 3	
○土地改良区管理規程の変更の認可……………( " ) 3	
○県営土地改良事業計画の策定……………( " ) 3	
○落札者等の公告……………( " ) 3	

## 告示

## 宮崎県告示第352号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成23年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 県税の収納の事務の委託を受けた者
  - (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号
  - (2) 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目1番1号
  - (3) 株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号
  - (4) 株式会社ココストアイースト 茨城県土浦市小松二丁目13番1号
  - (5) 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
  - (6) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号
  - (7) 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
  - (8) 株式会社セイコマート 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
  - (9) 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町900番地
  - (10) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8
  - (11) 株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
  - (12) 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
  - (13) 株式会社ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
  - (14) ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
  - (15) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号

## 2 委託に係る県税の税目

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第9号に規定する自動車税

## 3 委託した収納取扱期間

平成23年5月1日から平成23年8月31日まで

## 宮崎県告示第353号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字後口平836-1、字栗ノ木山903、921-7
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字後口平836-1・字栗ノ木山903・921-7(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第354号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1

項各号のいずれかに該当する場合は、平成23年11月1日から平成23年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成23年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	6月6日	午前10時30分から午後2時まで	綾町役場	綾町全域
	6月8日	午前10時30分から午後3時まで	国富町役場	国富町全域
	6月6日から8月8日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	東諸県郡全域
質量計	6月13日	午前10時から午後3時30分まで	西都市民体育館	西都市全域
	6月13日から8月15日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	西都市全域
質量計	7月4日	午前10時30分から午後3時まで	高城総合支所	都城市高城町全域
	7月7日	午前10時30分から午後3時まで	山之口総合支所	都城市山之口町全域
	7月8日	午前10時30分から午後3時まで	高崎総合支所	都城市高崎町全域
	7月11日	午前10時30分から午後3時まで	山田体育館	都城市山田町全域
	7月12日	午前10時30分から午後3時まで	三股町体育館	三股町全域
	7月4日から9月12日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎計量検定所	都城市（旧都城市を除く） ・三股町全域
	質量計	7月21日	午前10時30分から午後3時まで	小林市市民体育館
7月22日		午前10時30分から午後3時まで	小林市市民体育館	小林市全域（須木・野尻を除く）
7月21日から9月26日まで		午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	小林市全域（須木・野尻を除く）

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 355号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定区域  
第2種川南漁港のうち、北防波堤と東防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
- 2 指定物件  
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日  
平成23年6月1日

宮崎県告示第 356号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
川南漁港 (川南町)	指定施設C 北護岸と斜路脇突堤、 図面に示す 区域18m	9隻以内	周年

- 2 指定の適用の日  
平成23年6月1日

宮崎県告示第 357号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 使用料徴収開始の日  
平成23年6月1日
- 2 徴収対象漁港  
川南漁港

公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成23年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

<p>1 名称及び代表者の氏名 有限会社 アラタケ 代表取締役 荒武 省吾</p> <p>2 主たる事務所の所在地 日南市北郷町郷之原乙2155番地</p> <p>3 指定取消年月日 平成23年 4 月 6 日</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）から平成23年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。 平成23年 5 月 2 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の 2 第 3 項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）から平成23年 3 月15日付けで申請のあった管理規程の変更を次のとおり認可した。 平成23年 5 月 2 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 管理規程の名称 管理規程</p> <p>2 認可年月日 平成23年 4 月 1 日</p> <p>3 管理規程の概要 第 1 章 総則 第 2 章 取水通水 第 3 章 点検及び整備に関する事項 第 4 章 管理記録 第 5 章 雑則 附則</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、岩熊地区県営土地改良事業（延岡市、県営集落基盤整備事業（基幹水利施設保全型））に係る土地改良事業計画を定めた。 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成23年 5 月 2 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類 策定に係る土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧期間 平成23年 5 月 2 日から平成23年 6 月 2 日まで</p> <p>3 縦覧場所 延岡市役所農山村整備課内</p> <hr/> <p><b>落札者等の公告</b> 随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成23年 5 月 2 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 宮崎県人事給与システム保守業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日</p>	<p>平成23年 4 月 1 日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目 7 番 1 号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 36, 255, 832円</p> <p>6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号に該当</p>
---	--

--	--